

65歳以上の人へ

げんきアップ大作戦

「いきいきクラブ教室」参加者募集

簡単な運動&口腔ケア&栄養改善など
盛りだくさんの内容です
気軽にどうぞ！

何歳になっても、自分らしくいきいきと元気な暮らしを送るために、定期的な運動で楽しく脳の活性化を図りましょう。
仲間といっしょで楽しいですよ！！
とき 10月1日(木)～12月17日(木)の毎週木曜日
※11月26日(木)は27日(金)に振替。
ところ ウェルス幸手
内容 ①音楽に合わせて楽

しい運動(簡単にできて体力アップ)全12回 午後1時30分～3時

②栄養改善講座(講話&調理)10月29日・11月5日・12日の木曜日午前11時30分～午後1時20分

③口腔講座11月19日(木)、ケア実践11月27日(金)午後1時～2時

※②③は各日講座終了後に運動を行います。

対象 市内在住で65歳以上の

定員 30人(申込み順)

参加費 無料

用意する物 室内用運動靴、汗拭タオル、飲み物

※②の日はエプロン、三角巾、ふきん2枚、ご飯(毎回1食分)、味噌汁(11月5日の塩分測定時)、筆記用具

申込み 9月24日(木)までに介護福祉課へ

※印鑑をお持ちください。なお、申込み時に健康チェックアンケートがあります。

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438・FAX(40)3008



「認知症サポーター」ってなに!?

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。

地域ぐるみで、自分のできる範囲で(例えば、学んだ知識を友人や家族に伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めるなど)活動し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」への理解者を広め、地域全体で支えるまちづくりを目的としています。

認知症の基礎知識講座

受講者募集中!!

～認知症の人や家族を温かく見守る

応援者(認知症サポーター)になろう～

とき 10月8日(木)午前10時～11時30分

ところ ウェルス幸手第1会議室

内容 認知症の基礎知識に関する講話

対象 市内在住・在勤の人 ※介護サービス事業所(者)および介護サービス従事者、介護専門職の団体などは対象となります。

定員 30人(申込み順)

参加費 無料

講師 キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座の講師役として研修を受けたボランティアで、平成21年9月1日現在、幸手市の登録者は4人います)

申込み 10月1日(木)までに介護福祉課へ

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438・FAX(40)3008

●オレンジリング

認知症サポーター養成講座修了者には、認知症を支援する目印となるブレスレット(オレンジリング)を配付します。このオレンジリングが認知症の人とその家族を支援する連けの印になるようなまちを目指しています。



認知症になっても住み慣れたまちで楽しく、人間らしく暮らしたい!!

認知症の人を見守ります。できる範囲で活動します!!



市有地一般競争入札を実施

市では、今後事業用地として活用する予定のない土地について、一般競争入札により売却を実施します。

▼売却物件

幸手市中1丁目4436-7(宅地：第1種住居)

面積：130.10㎡

売却予定価格：10,147,800円

▼入札日 11月9(月)午前10時から

▼入札会場 市役所第2庁舎2階第1会議室

▼入札参加申込用紙(入札実施要領)の配布・受付

配布期間 10月1日(木)～30日(金)

午前9時～正午および午後1時30分～4時
※土曜、日曜、祝日は除く。

受付期間 10月13日(火)～30日(金)

場所 市役所総務部財政課(本庁舎2階)

※入札参加者は、一般競争入札参加申込書を受付期間内に、直接持参してください。
郵送による申込みは受付しません。

▼ご注意ください

平成21年度市有地一般競争入札実施要領を必ずお読みください。なお、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。

必ず現地を確認してください。物件は、現況のまま引渡します。

問合せ 財政課☎(43)1111 内線256・FAX(43)3783

※詳細については、市ホームページに掲載しております。<http://www.city.satte.lg.jp/>

定額給付金・平成20年度版子育て応援特別手当の 申請期限は10月7日(水)

市では10月7日(水)まで、定額給付金・子育て応援特別手当の申請を受け付けています。申請期限を過ぎると受け取ることができませんのでご注意ください。

平成21年度版子育て応援特別手当

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども一人当たり3万6000円が支給されます。現在、冬の実施に向けて準備中です。

▼住民登録は正しく行われていますか

住民登録は、各種行政サービスの基礎となるものです。引越しなどにより住所を移したときは、速やかに住民登録の届出を行ってください。子育て応援特別手当も、住民登録に基づいて支給することを原則としています。

▼配偶者からの暴力(DV)の被害者については、保護のため住民基本台帳の閲覧などを制限できます

DV被害者が警察署などに相談した上で、お住まいの市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、配偶者による住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などについて制限を設けることが可能です。

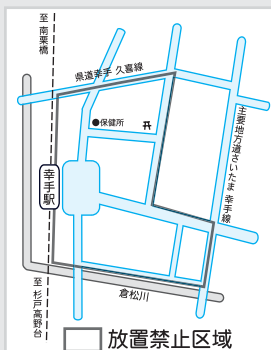
支援措置は、転出先の住所などを配偶者に見られないようにするものです。

問合せ 定額給付金/政策調整課☎(43)1111 内線676・677

子育て応援特別手当/子育て支援課☎(42)8454

住民基本台帳閲覧制限/市民課☎(43)1111 内線123

10月から放置自転車などの 撤去を行います



▼10月から巡回・撤去を実施
「放置禁止区域」では10月から週3回ほど係員が巡回し、公共の場所に放置された自転車などにシールを貼って警告します。そして、つぎの巡回日に引き続き放置されていた場合は、その場で撤去します。

撤去した自転車などは所有者に返還しますが、その際に自転車1台につき1000円、原動機付自転車1台につき2000円の手数料を納めていただきます。

また、所有者の現れない自転車などは処分を告示を行い、3か月以上経過した後に廃棄します。

▼自転車の返還方法

自転車などを放置し、撤去されてしまった人は、所定の

日時に手数料、印鑑、自転車などの鍵、身分証明書(運転免許証・学生証・保険証など)を持参して保管場所(旧栄中学校)までお越しください。なお、所有者であることが確認できない場合などは、引取りをお断りすることもありますので、ご注意ください。

▼返還受付日時 毎週日曜、火曜、木曜日午前9時～

正午、午後1時～4時

問合せ くらし安全課☎(43)1111 内線172

自転車の盗難に注意

最近、市内では自転車の盗難が増加しています。つぎの点に注意して、盗難被害を防ぎましょう。

①鍵を2つ以上取り付ける
②持ち主がわかるよう氏名や連絡先を記入し、防犯登録をする

③短時間でもきちんと施錠する

④自転車置き場や駐輪場以外の場所に駐輪しない

なお、自転車の盗難は必ず幸手警察署に通報してください。

問合せ・通報 幸手警察署☎(42)0110